



Japan. Tax-free Shop



観光庁
Japan Tourism Agency



経済産業省
Ministry of Economy, Trade and Industry

📣 世界を呼び込め! 外国人旅行者をショッピングでおもてなし

さあ、免税店になろう!

免税店制度って何?

- 免税店を経営する事業者が、外国人旅行者などの非居住者に対して一定の方法で販売する場合には、消費税が免除される制度です。

※免税対象金額（一般物品5,000円以上／消耗品5,000円以上～50万円）を満たすことが必要です。

※事業用又は販売用として購入されることが明らかなものについては免税の対象になりません。

なぜ今、免税店制度なの?

訪日外国人旅行消費額のうち買物代が過去最高に!

- 訪日外国人旅行消費額のうち買物代の消費額は、5年で約5倍となり、過去最高となりました。

たくさんの外国人旅行者が日本でショッピングを楽しんでいます。

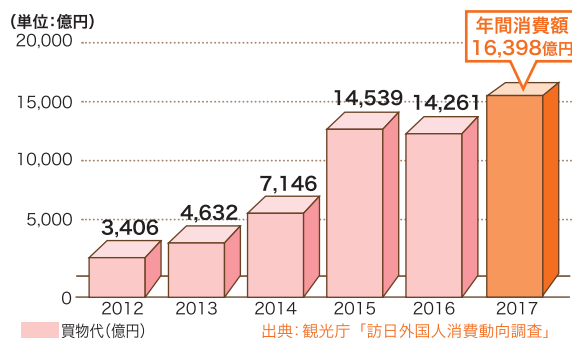
- 訪日外国人はショッピングに平均約5万7,000円支出しています。

街で外国人をよく見かけませんか?

2017年の日本を訪れた外国人旅行者数は2,869万人となり、この5年で約3.5倍となりました。



●訪日外国人旅行消費額のうち買物代の消費額の推移



これまでの免税店制度拡充の取り組み

拡充第1弾 対象品目拡大

(2014年10月1日運用開始)

これまで免税対象外であった消耗品(食品、飲料、薬品、化粧品等)も免税対象に加わり、お菓子や地酒など、地域ならではの名産品も免税販売できるようになりました。

拡充第2弾 免税手続一括カウンター、 港湾臨時販売場届出制度の実現

(2015年4月1日運用開始)

- 商店街や物産センター等において免税手続一括カウンターを設置することにより、外国人対応や免税手続に不安のあるお店でも、免税店になることができるようになりました。

- また、外航クルーズ船の帰港時に埠頭へ免税店を臨時出店するための手続が簡素化され、埠頭での免税販売がしやすくなりました。

拡充第3弾 免税対象金額の引き下げ

(2016年5月1日運用開始)

免税の対象となる金額が引き下げられ、単価の低い民芸品や伝統工芸品についても、免税で購入しやすくなることで、外国人旅行者に地方でより多くの買物をしていただけるようになりました。



全ての物品が免税対象



制度がさらに拡充されました!

拡充第4弾 その1 「一般物品」と「消耗品」の合算 (2018年7月1日運用開始)

NEW

これまでは「一般物品」と「消耗品」のそれぞれの区分において、下限額(5,000円以上)を満たす必要がありましたが、新たに一定の要件の下、「一般物品」と「消耗品」の合算で下限額(5,000円以上)を満たせば免税販売できるようになり、外国人旅行者にさらに免税で購入いただきやすくなりました。

現行		NEW! 追加
一般物品	消耗品	一般物品 + 消耗品
5,000円以上	5,000円以上、 50万円以下	5,000円以上、 50万円以下
※合算する場合は、特殊包装等 消耗品と同じ要件を満たす必要があります。		

拡充第4弾 その2 免税販売手続の電子化

(2020年4月1日運用開始)

NEW

現行の紙による免税販売手続(購入記録票のパスポートへの貼付・割印等)を廃止し、免税販売手続を電子化します。

※2021年9月30日までは、現行の紙による免税販売手続も認められます。



あなたも免税店になりませんか? 裏面をご覧ください、まずはご相談ください。

※「免税店」とは、消費税法第8条に定める「輸出物品販売場」のこと。

免税店になるには？

- 免税店になるには、販売場ごとに事業者の納税地を所轄する税務署長の許可が必要になります。
- 観光庁HPの消費税免税店サイト (<http://www.mlit.go.jp/kankocho/tax-free/>) を御覧頂くか下記にある各運輸局、経済産業局の免税店制度相談窓口又は、お近くの税務署までお問い合わせください。

免税店の情報発信を強化

免税店シンボルマーク

- 免税店のブランド化・認知度向上のための免税店シンボルマークで免税店をアピール！
- 免税手続きカウンターシンボルマークで、免税手続する場所を外国人にわかりやすく示せます。



免税店シンボルマークの申請方法

- 免税店シンボルマークを使用する際には、観光庁へ店舗情報等を申請ください。
- 観光庁HP：免税店シンボルマーク申請サイト (<https://tax-freeshop.jnto.go.jp/agent/login.php>)

海外や訪日外国人への情報発信

- 観光庁では、海外や訪日外国人に向けて日本の免税店制度や、免税店シンボルマークを掲示する免税店の店舗情報の発信等に取り組んでいます。
- 日本政府観光局（JNTO）HP：免税情報発信サイト (<http://tax-freeshop.jnto.go.jp/eng/index.php>)



免税店制度相談窓口

	一般型・手続委託型輸出物品販売場制度		港湾における臨時販売場届出制度
	観光庁・地方運輸局	経済産業省・地方経済産業局	国土交通省港湾局・地方整備局
北海道	北海道運輸局 観光企画課 TEL. 011-290-2700	北海道経済産業局 流通産業課 TEL. 011-738-3231	北海道開発局 港湾計画課 TEL. 011-709-2137
東北	東北運輸局 観光地域振興課 TEL. 022-380-1001	東北経済産業局 商業・流通サービス産業課 TEL. 022-221-4914	東北地方整備局クルーズ振興・港湾物流企画室 TEL. 022-716-0005
関東	関東運輸局 観光企画課 TEL. 045-211-1255	関東経済産業局 流通・サービス産業課 商業振興室 TEL. 048-600-0286	関東地方整備局クルーズ振興・港湾物流企画室 TEL. 045-211-7437
中部	中部運輸局 観光企画課 TEL. 052-952-8045	中部経済産業局 流通・サービス産業課 TEL. 052-951-0597	中部地方整備局クルーズ振興・港湾物流企画室 TEL. 052-209-6330
北陸	北陸信越運輸局 観光企画課 TEL. 025-285-9181		北陸地方整備局広域港湾管理官 TEL. 025-370-6706
近畿	近畿運輸局 国際観光課 TEL. 06-6949-6796	近畿経済産業局 流通・サービス産業課 TEL. 06-6966-6025	近畿地方整備局 港湾計画課 TEL. 078-391-8361
中国	中国運輸局 観光地域振興課 TEL. 082-228-8703	中国経済産業局 流通・サービス産業課 TEL. 082-224-5655	中国地方整備局クルーズ振興・港湾物流企画室 TEL. 082-511-3928
四国	四国運輸局 観光企画課 TEL. 087-802-6735	四国経済産業局 商業・流通・サービス産業課 TEL. 087-811-8524	四国地方整備局クルーズ振興・港湾物流企画室 TEL. 087-811-8360
九州	九州運輸局 観光企画課 TEL. 092-472-2330	九州経済産業局 流通・サービス産業課 TEL. 092-482-5511	九州地方整備局クルーズ振興・港湾物流企画室 TEL. 092-418-3379
沖縄	沖縄総合事務局 運輸部企画室 TEL. 098-866-1812	沖縄総合事務局 経済産業部 商務通商課 TEL. 098-866-1731	沖縄総合事務局 港湾計画課 TEL. 098-866-1906